

海上幕僚監部達第1号

海上幕僚監部調達要求審査会及び契約審査会規則を次のように定める。

令和元年6月10日

海上幕僚長 海将 山村 浩

海上幕僚監部調達要求審査会及び契約審査会規則

海上幕僚監部調達要求及び契約審査会規則（昭和32年海上幕僚監部達第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 海上幕僚監部から防衛装備庁に対して行う調達要求及び海上幕僚監部の支出負担行為担当官が締結する契約の適正を図るため、海上幕僚監部に調達要求審査会及び契約審査会を置く。

（構成等）

第2条 調達要求審査会は、委員長、委員及び委員補助者をもって構成する。

- 2 委員長は、装備計画部長をもって充てる。
- 3 委員は、経理課長、防衛課長、装備需品課長及び会計監査室長をもって充てる。
- 4 委員補助者は、経理課経理調整官、装備需品課装備調整官、経理課主計班長、防衛課業務計画班長、装備需品課補給管理室長をもって充てる。
- 5 委員長は、調達要求審査会の事務を掌理し、議事を統括する。
- 6 委員及び委員補助者は、調達要求審査会に出席し、議事に参加する。

第3条 契約審査会は、委員長、委員及び委員補助者をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、経理課長、防衛課長、装備需品課長及び会計監査室長をもって充てる。
- 4 委員補助者は、経理課経理調整官、装備需品課装備調整官、経理課主計班長、経理課契約班長、防衛課業務計画班長、装備需品課補給管理室長をもって充てる。
- 5 委員長は、契約審査会の事務を掌理し、議事を統括する。
- 6 委員及び委員補助者は、契約審査会に出席し、議事に参加する。

第4条 調達要求審査会及び契約審査会（以下「各審査会」という。）の庶務は、会計監査室長が処理する。

（審査対象）

第5条 調達要求審査会は、海上幕僚監部から防衛装備庁に対して行う全ての調達要求について審査を行う。

2 契約審査会は、海上幕僚監部の支出負担行為担当官の締結する契約のうち、次の各号に掲げる契約について審査を行う。

(1) 指名競争に付する場合

ア 予定価格が500万円を超える工事又は製造をさせるとき。

イ 予定価格が300万円を超える財産を買い入れるとき。

ウ 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超える物件を借り入れるとき。

エ 予定価格が100万円を超える財産を売り払うとき。

オ 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超える物件を貸し付けるとき。

カ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えるとき。

(2) 随意契約による場合

ア 予定価格が250万円を超える工事又は製造をさせるとき。

イ 予定価格が160万円を超える財産を買い入れるとき。

ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件を借り入れるとき。

エ 予定価格が50万円を超える財産を売り払うとき。

オ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超える物件を貸し付けるとき。

カ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えるとき。

（審査事項）

第6条 前条第1項に規定する調達要求審査会の審査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 調達要求に係る物件の仕様の適否（防衛大臣又は海上幕僚長の承認又は決裁により仕様の定められているものを除く。）
- (2) 調達要求額の適否
- (3) 調達要求量の適否
- (4) 調達要求時期の適否
- (5) 調達要求に係る物件の納入場所の適否
- (6) 調達要求に係る物件の納期の適否
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認める事項

2 前条第2項に規定する契約審査会の審査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 前項第1号から第6号までに掲げる事項に準ずる事項
- (2) 契約方式の適否
- (3) 入札者の指名の適否又は契約の相手方の選定の適否
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、委員長が必要と認める事項

（各審査会の開催）

第7条 各審査会は、当該委員長が必要と認めた場合に開催するものとし、当該委員長は、当該審査会の開催日時及び場所並びに議題を委員及び委員補助者に通知してその出席を求めるものとする。

2 委員及び委員補助者は、代理者を各審査会に出席させることができる。

3 委員長に事故がある場合は、調達要求審査会にあつては装備需品課長が、契約審査会にあつては経理課長がその職務を代行する。

4 委員長は、審査の対象となる調達要求書又は契約の要求に関する書類の原議及び委員長の要求するその他の書類（以下「要求書等」という。）に必要な説明資料が添付されることにより、適正な審査を行うことが可能と認めるときは、調達要求審査会又は契約審査会の開催を省略することができる。

（要求書等の送付）

第8条 調達要求又は契約の要求を発議する課長（以下「要求元課長」という。）

は、調達要求審査会又は契約審査会に付議する要求書等に別記様式の検討書を添付して、これを当該審査会の開催の前日までに会計監査室長に送付するものとする。

（各審査会における説明）

第9条 要求元課長は、各審査会の審査において、自ら又はその指定する者に命じて、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項について説明を行うものとする。

- (1) 物件又は役務の名称及び数量
- (2) 支出負担行為計画の示達月日及び示達番号
- (3) 第6条第1項第1号に掲げる仕様（同条第2項第1号の規定により準用する場合を含む。以下第8号までこの例による。）の主要点及びその根拠
- (4) 第6条第1項第2号に掲げる要求額の算出根拠及びこの要求額と防衛装備庁に対する支出負担行為計画示達額との対比
- (5) 第6条第1項第3号に掲げる数量の算出根拠
- (6) 第6条第1項第4号に掲げる時期の選定理由
- (7) 第6条第1項第5号に掲げる納入場所の選定理由
- (8) 第6条第1項第6号に掲げる納期の選定理由
- (9) 第6条第2項第2号に掲げる契約方式の選定理由
- (10) 第6条第2項第3号に掲げる入札者の指名の理由又は契約の相手方の選定理由
- (11) 前各号に掲げる事項のほか、当該委員長が必要と認める事項

（各審査会による承認等）

第10条 調達要求審査会又は契約審査会の委員長並びに委員及び委員補助者は、別記様式の検討書における合議及び決裁欄への押印をもって、当該審査会の審査に関する承認又は不承認の意思を示すものとする。

（各審査会の決定）

第11条 各審査会の決定は、原則として出席委員及び委員補助者の全員一致によるものとし、可否が分かれた場合は、当該委員長の裁決による。

2 各審査会の決定事項は、当該委員長が所要の向きに通知するものとする。

附 則

この達は、令和元年6月10日から施行する。

別記様式（第8条、第10条関係）

調達要求審査会／契約審査会 検討書

委員長決裁	可	否

主管課			
課長	調整官	班長	起案者
			班 ④ 電話 番

委 員	経理課長	防衛課長	装備需品課長	会計監査室長	委員補助者	経理調整官	装備調整官	主計班長	契約班長 (契約審査会に限る。)	業計班長	補管室長
承認	無条件				承認						
	止むを得ない					止むを得ない					
不承認					不承認						

年 月 日

調達要求品目	調達要求元				
	調達要求番号				
	品名				
	数量				
	予算科目				
	予算額	円			
審査事項	判定	適	止むを得ない	否	備考
	項目				
	予算科目				
	仕様				
	要求時期				
	納入場所				
要求項目	納入期				
	要求量				
要求理由及び所見					

備考：本様式は、調達要求審査会又は契約審査会の該当事項に○印を付すものとする。